

社団法人産業環境管理協会
環境マネジメントシステム審査員評価登録センター
所 長 森 本 司

環境マネジメントシステム審査員 研修コース合格に関する取り扱いの件

環境マネジメントシステム審査員評価登録に関し、当センターの筆記試験合格後5年以内に登録できなかった場合、JAB認定研修コース修了者が2008年12月までに登録できなかった場合及び期限までに旧スキームから新スキームへ移行できず失効した場合、新スキーム基準ではその取り扱いを明確にしておりませんでした。下記のように取り扱いますので連絡いたします。

記

1. 筆記試験による力量維持の確認

1) 対象者

- ①当センター承認のフォーマルトレーニングコース又は資格拡大コースを修了、当センターの筆記試験に合格し、5年以上経過した者。
- ②JAB(財団法人日本適合性認定協会)認定のフォーマルトレーニングコース又は資格拡大コースを修了合格し、2008年12月までに登録できなかった者。
- ③旧スキームへ登録していたが、期限までに新スキームへ移行できず失効した者。

2) 力量維持の確認

当センター実施の筆記試験を改めて受験し合格すれば、登録申請できることとする。

この筆記試験は1回のみ受験可とする。ただし、不合格となった場合は、1年以内の再受験を1回のみ認める。

なお、1年以内の再受験にも不合格の場合は、研修コースの最初からの再受講を要する。

ここで、当センター実施の筆記試験は、フォーマルトレーニングコース又は資格拡大コースの最後に行われる筆記試験と同じとする。

2. 申請方法

1 項 1) ①の場合

5年以上前のCEAR承認のフォーマルトレーニングコース又は資格拡大コース修了証の写しと、改めて受験したCEARの筆記試験合格通知の写しをセットにして、研修コース合格証の証明資料として添付して申請する。

1 項 1) ②、③の場合

JAB(財団法人日本適合性認定協会)認定のフォーマルトレーニングコース又は資格拡大コース修了証の写しと、CEAR実施の筆記試験合格通知の写しをセットにして、新スキームの研修コース合格証の証明資料として添付して申請する。

3. 適用開始時期

2008年12月16日

注)「資格基準(AE1100)」5.1項5)にある「ただし、規格の改訂が行われ、改訂前の規格に基づくフォーマルトレーニングコースの合格修了に加え、補講等が必要と判断された場合は、別途通知により補講の証明を求める。」のケースでは補講も必要となる。

以上